

変更点

令和5年10月2日現在

施行日	頁数	変更箇所	変更内容
令和5年10月2日	18	3. 2(4)給水用具	4を追加
	18	3. 2(4)表3-2-5「メーターユニット:メーターセット(埋設用)」	「φ75(仕切弁丸ハンドル逆止弁付)」を追加
	19	3. 2(4)表3-2-7「弁類:止水栓筐」	「φ50~100(鋳物製)」を「φ50(樹脂製)、φ75~100(鋳物製)」に変更
	20	3. 2(4)表3-2-7「メーターユニット:メーターセット(埋設用)」	「φ75」を追加
	35	4. 8図4-8-3	HIVP配管の場合の「合いフランジ」を「合フランジ」に変更
	35,36,38,39	4. 8図4-8-3,4,6,7	・メーターボックスをメーターセットに変更 ・「メーターボックス八潮φ50~100」をそれぞれの給水管に合わせた表記に変更 ・「※メーターセットも可」を削除
	46	5.1給水装置工事の流れ	一次側分岐工事の補足説明部分の「φ50以上の分岐工事は担当職員立会い」を「工事日の施工前、施工後に水道部へ連絡する」に変更
	53	様式関係	工事施工書の書式を変更(決裁欄の削除)
	62	様式関係	メーター出庫申込書の書式を変更(決裁欄の削除)
	119	参考資料	3階建て建物への直結直圧給水施工基準第5条の一部改正